

第 25 号

令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,054,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		860,914
1 使用料		860,914
2 財産収入		80,000
1 財産売却収入		80,000
3 繰入金		972,440
1 一般会計繰入金		972,440
4 繰越金		68,398
1 繰越金		68,398
5 諸収入		15,385
1 雑収入		15,385
6 県債		2,057,800
1 県債		2,057,800
歳 入 合 計		4,054,937

歲 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,299,554
	1 港 灣 費	2,299,554
2 公 債 費		1,755,383
	1 公 債 費	1,755,383
歲 出 合 計		4,054,937

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	2,057,800	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>